

新型コロナウイルス感染防止のための保育所等の運営について

考え方

- ◎ 保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で原則開所する。
なお、閉所については、地域の感染の状況を考慮しつつ、個々の保育所ごとに判断する。(児童クラブも本内容に準ずる。)

基本的な対応について

- 保育所の感染症予防マニュアルに基づく消毒等の対応と、集団感染のリスクが高まる3つの条件(密閉・密集・密接)を回避した保育を実施する。
- 屋内行事等については、判断時点において「感染状況の地域区分(感染未確認地域・感染確認地域・感染拡大警戒地域)」を考慮して実施の可否、見直しの要否を判断する。

感染時等の対応について

入所児、職員又はその家族が濃厚接触者と確認された場合

- 発熱などの症状の有無にかかわらず、当該児童、職員又はその家族が濃厚接触者と確認された日から、当該児童又は職員は14日間の登所自粛とする。

入所児又は職員に感染が確認された場合

- 感染者が1人発生した場合、発症あるいは陽性となった日から14日間は全クラスを登所自粛とする。
- 感染者が複数発生した場合は、保育所内感染も疑われるため、最後に確認された者の発症あるいは陽性となった日から14日間は休所とする。

※ ただし、保護者が医療従事者であるなどの休業が困難な場合で保育が必要な入所児については、消毒した複数の部屋に分散させるなどの感染予防策を講じた上で保育を実施する。

新潟県が緊急事態宣言で「特定警戒都道府県」に分類された際の対応について

緊急事態宣言で、「特定警戒都道府県」に分類された場合は、次のように対応する。

県知事から保育所の使用の制限等が要請されない場合

- 基本的に通常の保育を実施する。

県知事から保育所の使用の制限等が要請された場合

- 県知事の要請を踏まえつつ、県と協議の上、登園自粛とすることを基本とする。

※ ただし、保護者が医療従事者であるなどの休業が困難な場合で保育が必要な入所児については、消毒した複数の部屋に分散させるなどの感染予防策を講じた上で保育を実施する。